

国立大学法人京都教育大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和7年3月17日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対して、新たに確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。

2 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(最高責任者)

第3条 本学の研究インテグリティに関する最高責任者は、学長とする。

2 最高責任者は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の役割)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に報告を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 最高責任者は、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事（総務・企画担当）をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント責任者)

第6条 統括責任者の下に、研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を推進するため、研究インテグリティ・マネジメント責任者を置き、副学長（研究推進担当）をもって充てる。

(研究インテグリティに関する審議)

第7条 本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する事項については、研究推進室にて審議する。

2 審議事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
 - 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
 - 三 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
 - 四 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
 - 五 その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項
- (専門委員会)

第 8 条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項について調査をするため、専門委員会を置くことができる。

(相談窓口)

第 9 条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を学術研究支援課に置く。

(事 務)

第 10 条 この規程に関する事務は、学術研究支援課において行う。

(雑 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則 (令和 6 年規程第 4 2 号)

この規程は、令和 7 年 3 月 1 7 日から施行する。